

仕 様 書 1

- 1 案件名： 相可高等学校松阪地区教職員住宅の植栽伐採等作業委託
- 2 場所： 多気郡多気町大字相可字木ノ本640-2
松阪地区教職員住宅
- 3 内容： 敷地内にある生け垣・樹木について根本から伐採作業を行う。
また、伐採により発生した幹・枝（葉付）を多気町美化センターまで運搬する。
配置図及び現状写真を参考にしてください。

(1) 作業期日

作業は、契約の日～8月31日（月）の期間に実施してください。

(2) 作業場所の大きさ（距離は概ね）

生け垣①	幅10.4m	奥行1.7m	高さ0.8m
生け垣③	幅2.3m	奥行1.3m	高さ1.1m
生け垣④	幅7.1m	奥行1.3m	高さ1.5m
生け垣⑤	幅19.0m	奥行1.1m	高さ1.2m
生け垣⑥	幅2.0m	奥行1.2m	高さ1.6m
生け垣⑦	幅14.7m	奥行1.4m	高さ1.8m
生け垣⑧	幅1.0m	奥行1.0m	高さ1.0m
樹木②	直径0.25m	高さ3.0m	
樹木⑨	直径0.25m	高さ4.0m	

(3) 地域住民の通行及び車両等の通行

町道に直接面しているため、切った枝が接触する可能性もあるため、作業中の安全確認をお願いします。また、通行人あるいは車両など通行でも危険な場合は、作業を一時停止するなど危険回避をお願いします。

(4) 枝伐採作業により発生した木材・枝葉等

伐採により発生した木材・枝葉等は、受託者が用意するトラック（軽トラック等）に積み込みを行い、多気町美化センター（木質バイオマス地域集材場所）に運搬してください。

伐採後は、トラックに積載できる長さに切断をお願いします。

なお、「発電用チップに係る一般木質バイオマス証明」は本校にて、事前に提出を行います。

(5) 安全管理

作業は、生け垣の伐採と樹木の伐採があります。チェーンソーの使用、木材・枝葉等を載せるトラックの使用を想定しています。

作業にあたっては、安全管理・事故防止対策に十分注意を払い、危険防止のための措置として必要な場合はバリケード等により囲いなどしてください。

(6) 物品等の負担

作業に必要な機器・燃料等は、受注者の負担とする。また、履行場所は電気・水道の契約をしていないため、使用する場合は準備をお願いします。

(7) その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じた場合は、その都度、本校担当者と協議により決定することとします。

4 現場確認

現場確認を行うことは可能です。

事前に電話にて担当者と来校日時を調整してください。

期間 公表日～6月26日(金)の平日9時00分～16時55分まで

事前に電話にて本校担当者と来校日時を調整してください。

5 特記事項

(1) 見積りにあたっては、伐採機器・運搬車両のレンタル料、資機材経費、資機材機械損料、等の一切の費用を含みます。

(2) 見積書において、「消費税または消費税相当分を含む(税込み)」か「消費税または消費税相当分抜き(税抜き)」が明確にわかるようお願いします。

税抜きの場合は、契約金額は消費税相当分を加算した額とします。

(3) 業務完了後には、次の書類を提出してください。

① 施工前、施工中、施工後の写真

② 委託業務完成報告書

(4) 業務実施に伴い生じた損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、受注者の責任において処理(金銭的賠償も含む)をしてください。ただし、その損害が本校の責に帰する場合は、この限りではありません。

(5) 本仕様書に記載のない事項であっても、業務遂行上必要と認められ軽微な作業は、契約金額の範囲内において受注者が行うものとします。

6 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者は、義務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。

(2) 受注者が(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。